

北斗市の休日を守る条例の改正について

- 改正案

○北斗市の休日を守る条例(平成18年北斗市条例第2号)

現行	改正案
<p>(市の休日) 第1条 次に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 日曜日及び土曜日(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(3) <u>12月31日から翌年の1月5日までの日</u>(前号に掲げる日を除く。)	<p>(市の休日) 第1条 次に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 日曜日及び土曜日(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>(前号に掲げる日を除く。)